平成２５年（フ）第２号
三重県桑名郡木曽岬町大字栄90番地17、前住所愛知県名古屋市西区浄心本通３丁目43番地の５　サンハウス浄心６Ｃ号
債務者　見須　弘崇
1　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２４号
三重県四日市市三滝台２丁目12番地４　アイティーオー三滝台103、前住所愛知県豊田市平芝町６丁目39番地５　グリーンコート平芝205号
債務者　名桐　憲一
1　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第３２号
三重県四日市市久保田２丁目６番29号　マルサン荘３号
債務者　インテリア工房エド匠こと　森　　政明（旧姓加治）
1　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第４４５号
滋賀県栗東市安養寺76番地４
債務者　腰高　美紀
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３６９号
京都市伏見区羽束師菱川町569番地64
債務者　ジュエリー工房オオガミこと　大上　栄治
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３７０号
京都市伏見区羽束師菱川町569番地64
債務者　大上　隆子
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８５号
京都市伏見区魚屋町566番地　ノーブルヴィレッジ405号
債務者　櫻　　春夫
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１９号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地１　向島市営住宅５－６棟313号、前住所京都市伏見区向島四ツ谷池14番地８　公団向島団地６－２棟505号
債務者　山本　和子
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３６号
兵庫県尼崎市武庫之荘６丁目24番11―307号
債務者　二見　　恵
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５９号
兵庫県西宮市今在家町２番18―401号
債務者　田岡　計彦
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５５号
兵庫県姫路市別所町別所762番地
債務者　池上ゆかり（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４６６号
奈良市あやめ池南４丁目６番44号
債務者　芦田　直子（旧姓立岡）
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４８９号
奈良市北永井町516番地の４
債務者　南里　達哉
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４９２号
奈良市神功１丁目６番地　平城第１団地23―507
債務者　米田　幸嗣
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４９６号
奈良県生駒市辻町145番地
債務者　プランニングヨシモトこと　吉本　孝明
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第５０４号
奈良市四条大路５丁目４番32―102号
債務者　中村由利子
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第５２７号
奈良県生駒市東松ケ丘２番８号　森下ビル203
債務者　平塚　浩太
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
奈良地方裁判所